

20～21 年度第 4 9 回保団連大会 発言通告用紙

協会・医会名 千葉県保険医協会	氏 名 岡野 久
文書発言	
発言テーマ	保団連で災害対策に対する会員むけの団体損害補償保険制度の創設を
発言内容 <p> 昨年は千葉・房総半島に3つの大きい台風（15号、19号、21号）が連続して到来し、今まで経験したことのない強風による倒木や建物の破損等が相次ぎました。また、長期間かつ広範囲の停電、そして豪雨も重なり、多くの県民が不自由な生活を強いられ、当会会員の2割以上が診療に支障をきたす事態となりました。そうした苦しい中でも、保団連はじめ、全国の協会・医会の皆様から温かい励ましや物的人的支援を受けましたことは本当に有難く、心より御礼申し上げます。有難うございました。現在、役員・事務局が一丸となって、一日も早い復旧に向けて力を尽くしているところです。この間、被災会員630件超を訪問し、会員から協会への期待や要望のほか、被災しているにもかかわらず労いの言葉をかけてもらうなど、会員との協会の関係を強める貴重な機会にもなっています。 </p> <p> 今回の災害の特徴として施設等に一部損壊以上の被害報告だけでなく、長期間の停電と断水により通常診療が出来ない「休業」を強いられたことが挙げられます。特に歯科医療機関では電気が使えないことにより、切削用のタービンやコンプレッサー等医療機器が動かず、ポンプで水も上がらず、ただひたすら電気の復旧を待つ状況で会員が多くみられ、完全復旧に2週間以上かかった会員もいました。 </p> <p> 協会に寄せられた要望として「保険医休業保障制度に加入しているが対象にならないのか」、「診療所を補修したいが何か協会で補償制度はあるのか」、といった災害からの復旧にむけた支援制度の要請でした。 </p> <p> 協会ではこの間、台風15号並びに19号、21号による短期間での「連続被災」は甚大で早急に被災医療機関の復旧・再建のため、国の「医療施設等災害復旧費補助金」の活用を周知し支援を行ってきました。しかし、実際には非常に申請は煩雑で、対象とならない場合もあり、県に対し、制度適用拡大や無利子の融資制度や、休業した医療機関における職員給与の3分の2の補助制度などを要請しています。実現には時間がかかりそうです。 </p> <p> そこで、今回の広範囲の災害を教訓として、保団連各協会・医会会員が加入できる「災害復旧損害補償制度」の創設を検討してほしいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。 </p>	